（参考様式６）

**介護保険法第１１５条の４５の５第２項及び阿久比町暴力団排除条例**

**第２条第２号の規定に該当しない旨の誓約書**

令和　　年　　月　　日

阿久比町長

住　　所（所在地）

申請者

氏　　名（名称及び代表者氏名）

印

申請者が以下のいずれの事項にも該当しない者であることを誓約します。

記

|  |
| --- |
| （介護保険法第１１５条の４５の５第２項）  市町村長は、前項の申請があった場合において、申請者が厚生労働省令で定める基準に従って適正に第１号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定をしてはならない。  （介護保険法施行規則第１４０条の６３の６）  法第１１５条の４５の５第２項に規定する厚生労働省令で定める基準は、市町村が定める基準であって、次のいずれかに該当するものとする。  (1) 第１号事業（第一号生活支援事業を除く。）に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準  イ 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成２７年厚生労働省令第４号）附則第２条第３号若しくは第４条第３号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号。ロにおいて「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準又は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号。ロにおいて「指定介護予防支援等基準」という。）に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準  ロ 旧指定介護予防サービス等基準に規定する基準該当介護予防サービス（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る基準又は指定介護予防支援等基準に規定する基準該当介護予防支援に係る基準の例による基準  ハ 平成２６年改正前法第５４条第１項第３号又は法第５９条第１項第２号に規定する離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者等が、平成２６年改正前法第５４条第１項第３号又は法第５９条第１項第２号に規定するサービスを受けた場合における当該サービスの内容を勘案した基準  二 第１号事業に係る基準として、当該第１号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準（前号に掲げるものを除く。） |

申請者の役員等（介護保険法第７８条の２第４項第６号に規定する役員等及び介護保険法第１１５条の１２第２項第６号に規定する役員等をいう。）が阿久比町暴力団排除条例（平成２３年１２月２６日阿久比町条例第２０号）第２条第２号に規定する暴力団員であるとき。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役員等名簿 | | |
| （ふりがな）  氏名 | 生年月日 | 住所 |
| 役職名・呼称 | TEL　　　　　　　　　　FAX |
|  |  |  |
|  | TEL　　　　　　　　　　FAX |
|  |  |  |
|  | TEL　　　　　　　　　　FAX |
|  |  |  |
|  | TEL　　　　　　　　　　FAX |
|  |  |  |
|  | TEL　　　　　　　　　　FAX |
|  |  |  |
|  | TEL　　　　　　　　　　FAX |
|  |  |  |
|  | TEL　　　　　　　　　　FAX |
|  |  |  |
|  | TEL　　　　　　　　　　FAX |

備考　当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所を管理する者について記入・押印してください。